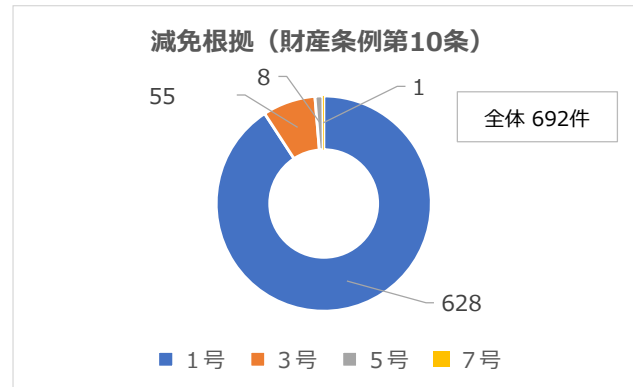
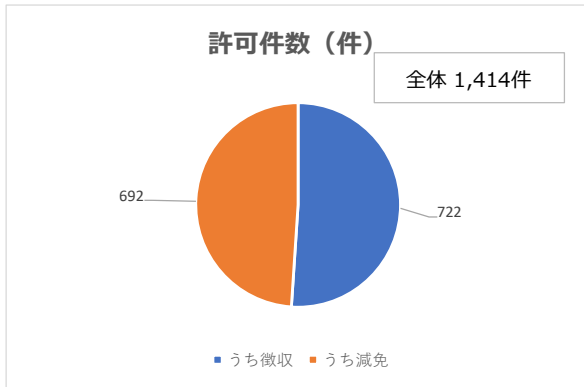


## 行政財産の目的外使用許可の状況（令和7年度）



### 【参考：財産条例】

#### （行政財産の目的外使用に係る使用料）

第9条 行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用させる場合は、別表に掲げる使用料を徴収する。ただし、運動場を臨時に使用させる場合は、この限りでない。

2 前項の使用料は、これを前納させなければならない。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、年度ごとに分割して納入させ、又は当該年度内において随時に納期を定めて納入させることができる。

#### （行政財産の目的外使用に係る使用料の減免）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減免することができる。

- （1）国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- （2）災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。
- （3）行政財産の効率的運用を助長するため当該行政財産の一部を銀行、食堂、売店その他これらに類する目的に供するとき。
- （4）県に勤務する公務員のために在勤地に所在する行政財産の一部を居住の用に供するとき。
- （5）県に勤務する公務員で組織する組合に事務所又は会議室として供するとき。
- （6）行政財産を使用している者が、地震、火災、水害等の災害により、当該使用部分の全部又は一部をその使用の目的に供し難くなったとき。
- （7）県の協賛、後援する事業等のために運動場、会議室、講堂又は体育館を使用させるとき。

### 【参考：行政財産の目的外使用許可の状況（R4～R7推移）】

